

韓国、資源の節約とリサイクル促進に関する法律改正案に対するコメント

資源の節約とリサイクル促進に関する法律改正案、第9条第4項に「大統領令で定める製品の製造者等は、環境部令で定めるところにより包装方法を包装の表側に表示しなければならない。」を追加する法案が出されているが、以下の理由により、表示を強制ではなく、任意（Voluntary）とすることを提案する。

1. 強制的な表示は意図しない環境への悪影響を生じさせる。
包装空間比率及び包装回数の測定結果の変更などにより、包装への表示の変更が生じた場合に、既に製造してしまった包装材を廃棄しなければならなくなることで起こりうる。これは法律の本来目指すところの環境負荷低減のゴールに反することになる。
2. 本法案の提案意図として、過大包装または二重包装による環境汚染問題を根本的に解決することが挙げられているが、そのための十分な対策は既に講じられており、多くの企業は、環境部令で定める包装空間比率及び包装回数に関する基準を遵守している。
3. 包装方法を包装に表示することにより、消費者を混乱させる恐れがある。
包装空間比率の測定方法のもと、包装に余剰空間がない場合の空間比率は0%となる。空間比率0%は、本来は環境によいことを表しているにもかかわらず、0%という数字自体は Negative value で、消費者にネガティブな印象を与える恐れがあり、消費者に誤解をもたらすことになる。従って、強制的な表示は消費者をミスリードし、ひいては、消費者から製造者へのクレームを生じる可能性がある。
4. 小さな製品の包装には、表示のための十分なスペースがなく、法律案に示されているような表示は不可能である。
5. 本要求は韓国独自のもので、国際的標準に沿ったものではないので貿易障壁となる。

もしどうしても強制するというのであれば、下記の変更を検討いただきたい。

1. 電気電子製品を対象から除外する。2022年1月6日付WTO/TBT通報(G/TBT/N/KOR/1050)に規制の対象品目が示されているように、本規制案の主たる対象は、food, beverage, cosmetics, detergents, toy dolls, stationery, quasi-drugs, clothing 等の一次包装であり、保管、品質保証の維持を目的とする電気電子製品用の包装は対象から除外すべきである。
2. 表示は包装上だけでなく、e-labeling (e.g. QR codes, URL)など、いくつかの選択肢を与える。

以上